別記様式第９号（第１１条関係）

年　　月　　日

東洋町長　　　　　様

住　　所

電話番号　（　　　　　）　　－

同　　　意　　　書

現時点で空き家改修した住宅に入居する者は決まっていませんが、補助事業の完了の日から起算して１０年間は、補助金の目的に反して使用し、交換し、貸付けし、取壊し、売却し、又は担保に供することなく、移住者の居住の用に供すること及び退室することとなった場合は、移住者向け賃貸可能な空き家として空き家バンクに登録及び広報することに同意します。遵守しなかった場合は、東洋町空き家改修費補助金交付要綱第１４条及び第１５条の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還することに同意します。